

第3部 航空交通の安全

第1節 航空事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 航空事故のすう勢

航空機の大型化及び高速化並びに航空交通量の増大に対応して、航空交通の安全を確保し、事故発生を防止するため、これまでの交通安全基本計画において、航空保安施設の整備、航空保安業務の近代化、航空機の安全性を確保する体制の充実強化、航空交通に関する情報システムの整備等の施策が進められた。

これらの施策の成果として、我が国においては、航空機の大型化や航空交通量の増大にもかかわらず、昭和61年以来定期航空運送事業における乗客死亡事故は皆無であり、世界的に見ても大型機の事故率は低下傾向にある。また、小型機の事故発生件数は近年ほぼ横ばい傾向を示しているが、操縦士の不注意や基本的な操作ミス等による事故が散発している。

2 航空交通安全対策の今後の方向

航空機の高性能化、航空保安システムの整備、乗員訓練の充実等により大型機の事故は減少してきているが、一方において、航空機数や航空交通量の増加、航空機の大型化、高速化の進展、ヘリコプ

ター等の小型機の利用の増加等による航空交通の多様化等に伴い、
一たび事故が発生すれば多数の人命を危うくするおそれがあること
から、航空交通の安全確保には、万全を期していく必要がある。

このため、平成3年度を初年度とする第6次空港整備五箇年計画
を中心に、航空保安システムの整備、空港の整備、航空機の安全な
運航の確保、航空機の安全性の確保等の施策を総合的かつ計画的に
推進し、もって、航空交通の安全を確保し、航空事故の絶滅を図る
ものとする。

また、ニアミス（異常接近）についても、個々の事例について、
その発生原因を究明し、同種事例の発生防止措置を講ずる等その防
止対策を一層充実し強化する。